

# 青森県観光安全安心推進事業費 補助金について

この補助金は、安全安心な観光地としての認知度向上と誘客促進のための基盤整備を促進することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている観光産業の回復を図るため、観光事業者等が行う観光施設・宿泊施設等の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要する経費を補助するものです。

## 補助金の申請期間

令和2年10月27日(火)～令和3年2月1日(月)

## 対象となる事業者

※詳しくは公募要領をご覧ください

宿泊事業者  
観光事業者  
観光遊覧船事業者

であり、かつ、

中小企業者

であるもの

- ・宿泊事業者……県内の宿泊施設を営むもの
- ・観光事業者……県内の観光施設(※)及び県内の駅、空港、バスターミナル、フェリーターミナルにおいて、主に観光客を対象に事業を営むもの
- ・観光遊覧船……県内の観光遊覧船事業を営むもの事業者

※ 観光施設とは、基本的に観光入込客が年間1万人以上、若しくは前年の特定月に5千人以上である施設などを指します。

- ・会社(株式会社、合名会社、合資会社、特例有限会社等)
  - ・個人事業主
- ※ 下表の資本金と従業員数の両方、もしくはいずれかに該当すること

主たる事業を営んでいる業種	<資本金基準> 資本金の額又は出資の総額	<従業員基準> 常時使用する従業員数の数
製造業、運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

## 対象となる事業・補助金の額

※1事業者あたりの金額

### 【対象事業】

業種別ガイドラインに沿って実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策事業

### 【対象経費】

- 1 物品、備品等の購入経費  
例) 非接触式体温計、アクリル板の設置、空気清浄機 など
- 2 設備・整備等の工事に要する経費  
例) Wi-Fi等の無料公衆無線LANの整備 など
- 3 機器、設備等のリース料又はレンタル料として支払われる経費

### 【補助率】

3/4

※消費税及び地方消費税に相当する額を除く

### 【補助金額】

上限  
200万円

(下限5万円)  
※千円未満切り捨て

× =

※令和2年4月7日(緊急事態宣言)以降に購入・整備等したのものについても補助の対象になります。

## 対象経費の例

目的	例
利用者、従業員の健康管理に関するもの	非接触式体温計、サーモグラフィ 従業員用フェイスシールド
消毒に関するもの	アルコール自動噴霧器
チェックイン・チェックアウト時の対策に関するもの	アクリル板・パーテーションの設置 キーレスシステム
換気対策	エアコン（外気換気、空気清浄又は除菌機能がある一体型に限る） 空気清浄機（除菌機能があるものに限る）
ワーケーション受入環境整備	Wi-Fi等の無料公衆無線LANの整備 スペースの改装に係る設備整備
その他	抗菌素材の床、壁紙等への張り替え 感染防止対策を目的とした送迎車両 非接触型設備（タッチレス水栓、自動ドア等）の導入

※対象となる経費については**公募要領(別表3)**にも記載しておりますのでご覧ください。

※マスク等の**消耗品は対象外**となります。

## 補助金の手続

【申請者】

【県】

① 交付申請

- ・交付申請書(第1号様式)
- ・事業計画書(別紙1)
- ・収支予算書(別紙2)

② 交付決定

※交付決定後に購入・工事を行う場合で、概算払を希望される方は、ご相談ください。

③ 事業実施

(令和2年4月7日から令和3年2月28日まで)

④ 実績報告

- ・実績報告書(第7号様式)
- ・事業報告書(別紙4)
- ・収支決算書(別紙5)

⑤ 額の確定

⑥ 請求

- ・請求書(第8号様式)

⑦ 支払い

【お問合せ・申請先】

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1  
青森県観光国際戦略局 観光企画課 企画戦略グループ  
電話 017-734-9385

※ 申請書類は**郵送**にて提出して下さい。